

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年8月12日(2022.8.12)

【公開番号】特開2022-33362(P2022-33362A)

【公開日】令和4年2月28日(2022.2.28)

【年通号数】公開公報(特許)2022-035

【出願番号】特願2022-1763(P2022-1763)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 B

A 6 3 F 7/02 3 0 1 C

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月3日(2022.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下する遊技領域を備えた遊技盤と、前記遊技盤を収納した本体枠を備え、前記本体枠には前記遊技領域に遊技球を発射する発射装置と、前記遊技領域を流下し、前記遊技盤から排出された遊技球を回収し、再び前記発射装置の発射位置に搬送する搬送経路を備え、

遊技球の払い出しを行うことなく、所定数量の遊技球を循環させることで遊技を行うようにした遊技機であって、

前記搬送経路には、スクリュー部によって遊技球を揚送する揚送装置を備え、前記揚送装置の近傍には球磨き部を備え、

前記揚送装置に設けられた開口部を通じて遊技球は球磨き部と接触し、揚送に伴う遊技球の移動により遊技球を磨くものであり、

前記スクリュー部はピッチの間隔が狭く形成される短ピッチ部と、前記短ピッチ部よりもピッチの間隔が広く形成された長ピッチ部とを有し、前記球磨き部と遊技球を接触させる前記スクリュー部は前記短ピッチ部の部位を用い、

前記球磨き部は、所定の条件により遊技球と接触する部位をステップ状に更新することを特徴とした遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

40

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、封入球式の遊技機に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

50

【0002】

従来技術の封入球式の遊技機として特許文献1のような遊技機がある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2013-081695号公報

10

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら特許文献1に記載の遊技機には、改良の余地がある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明の課題は、従来の遊技機を改良した遊技機を提供することにある。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本願発明は、

30

「遊技球が流下する遊技領域を備えた遊技盤と、前記遊技盤を収納した本体枠を備え、前記本体枠には前記遊技領域に遊技球を発射する発射装置と、前記遊技領域を流下し、前記遊技盤から排出された遊技球を回収し、再び前記発射装置の発射位置に搬送する搬送経路を備え、

遊技球の払い出しを行うことなく、所定数量の遊技球を循環させることで遊技を行うようにした遊技機であって、

前記搬送経路には、スクリュー部によって遊技球を揚送する揚送装置を備え、前記揚送装置の近傍には球磨き部を備え、

前記揚送装置に設けられた開口部を通じて遊技球は球磨き部と接触し、揚送に伴う遊技球の移動により遊技球を磨くものであり、

前記スクリュー部はピッチの間隔が狭く形成される短ピッチ部と、前記短ピッチ部よりもピッチの間隔が広く形成された長ピッチ部とを有し、前記球磨き部と遊技球を接触させる前記スクリュー部は前記短ピッチ部の部位を用い、

前記球磨き部は、所定の条件により遊技球と接触する部位をステップ状に更新することを特徴とした遊技機。」である。

また、本願発明とは異なる別の発明として以下の手段を参考的に開示する。

手段1

本体枠に遊技盤が着脱可能に装着される遊技機に関する。

遊技盤の底面部に下方へ突出した装着補助凸部を設ける。

装着補助凸部は、遊技盤の装着時に本体枠に係合させて、本体枠に対して遊技盤を回転

50

とスライド可能に支持させる部分とする。

そして、遊技機に本体枠から遊技盤を取り外したとき、前記の装着補助凸部を保護する手段を設ける。

手段 2

前記の遊技機において、装着補助凸部は遊技盤の底面部から下方へ突出したピボット軸やボールキャスターであることを特徴とする。

手段 3

装着補助凸部を保護する手段は、ピボット軸やボールキャスターを覆って遊技盤の底面部を含む下辺部に装着される保護カバーや装着補助凸部そのものを出没させる機構であることを特徴とする。

手段 4

保護カバーは遊技盤の下辺部に対して着脱可能とし、取り外した保護カバーは、遊技機が備えた余裕空間に設けた収納部に収納する。

遊技機が有する余裕空間は、本体枠の上壁上方の空間、本体枠下方の空間、外枠の下方における正面側が化粧板で覆われた空間および扉枠下方の空間である。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の封入球式の遊技機によれば、従来の遊技機を改良し、遊技に供される遊技球を効率よく磨くことができる遊技機を提供することが出来る。

10

20

30

40

50